

吉賀町新病院基本構想 (要約版)

水とすむまち

吉賀町



令和5年8月
吉賀町医療対策課

吉賀町新病院基本構想（要約版）

1. 地域医療確保に向けた取り組みの経過
2. 「吉賀町新病院基本構想」策定に向けた方針提起
3. 国・県の動向
4. 吉賀町地域包括ケアシステムとの関連性
5. 新病院に求められる医療機能
6. 新病院が目指す病院像
7. 新病院建設に向けたスケジュール



1. 地域医療確保に向けた取り組みの経過

吉賀町は令和2年2月より、公設民営による新病院の設置に向けて舵を切り、地域医療の灯を消さないということを第一義的に考え、新病院の運営の在り方について検討を行って参りました。

令和5年には町が主体となり、新病院の運営の受け皿となる「医療法人カタクリ会」を設立しました。今後は、医療法人カタクリ会を指定管理者とした新病院の運営を、令和6年4月までに開始する方針です。

令和元年7月	●吉賀町医療介護あり方検討会議を設置 島根県、石州会、町の参画により、石州会が抱える課題解決、地域の実情に応じた医療介護の提供体制確保についての検討を開始。
令和2年2月25日	●第5回吉賀町医療介護あり方検討会議 六日市病院の運営について、石州会の収支の状況を踏まえ、公設民営化を行い指定管理者制度による運営が適当であるとの方向性を提示。
令和5年4月	●吉賀町新医療法人設立検討委員会 町の医療・介護体制の再構築実現に向け必要な事項を検討するため、吉賀町新医療法人設立検討委員会を設置。 新医療法人設立に向けた準備として、法人名称、開設する診療所、事業計画・収支計画、役員体制等について検討。
令和5年4月27日	●医療法人カタクリ会設立総会開催 公設民営化後の病院運営を担う法人となる「医療法人カタクリ会」の設立総会を開催。理事長に津和野共存病院飯島副院長を選出。
令和6年4月まで	●公設民営による新病院の運営開始 医療法人カタクリ会の指定管理による新病院の運営を予定。

2. 「吉賀町新病院基本構想」策定に向けた方針提起

六日市病院の建物・土地について、社会医療法人石州会から有償で取得することも方法の一つとして検討してきましたが、町・石州会双方の不動産鑑定の結果、高額な売買価格となる可能性があることを確認しました。（町側は約5億2千万円、石州会側は約5億7千万円）

また、病院本体施設は昭和56年建設（築42年）されたもので、老朽化が進んでおり、大小様々な規模での改修や設備更新、さらには近い将来、解体費用及び施設の建て替えが必要となります。

※次ページ「公設民営化・譲渡を受けた場合の必要経費（想定）」を参照。

**建物・土地を有償取得した上で公設民営を行うことは、
町財政に与える影響が極めて大きく
住民理解を得たうえで取り組みを進めることは困難な状況**



2. 「吉賀町新病院基本構想」策定に向けた方針提起

公設民営化・譲渡を受けた場合の必要経費想定（仮定）

（単位：千円）

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	計	備考
資産購入	500,000						500,000	固定資産
主な内容	土地建物 400,000 その他 100,000							
医療機器更新		154,066	30,925	10,000	5,500		200,491	石州会医療機器・設備更新計画資料より（R5経費はR6に追加）
主な内容		MRI 113,400 病棟モニター 21,400	病棟モニター 10,400	歯科X線診断装置 8,500				
一般機器更新		4,533	1,510				6,043	
主な内容		プラバグ冷凍冷蔵庫 3,033						
IT機器更新		52,332	999		1,332		54,663	
主な内容		電子カルテシステム 50,000						
建物・付帯設備更新・改修		160,196	29,598	86,798	3,948		280,540	
主な内容		非常用自家発電 99,000 医師住宅 40,000 新館トイレ汚物洗浄室 5,000	医師住宅 20,000	病室入口ドア 30,000 救急室改修 20,000 浄化槽 15,000 入浴室階段 10,000				
医療機器修繕費		1,086	1,086	1,086	1,086		4,344	過去5年平均
設備等修繕費		6,469	6,469	6,469	6,469		25,876	過去5年平均
施設解体費						600,000	600,000	
計	500,000	378,682	70,587	104,353	18,335	600,000	1,671,957	

※設備関係リース料等は、譲渡なしでも発生する可能性があるため、ここには計上していない。



2. 「吉賀町新病院基本構想」策定に向けた方針提起

◆吉賀町地域医療構想策定に至る経緯

現六日市病院施設を有償取得した場合、令和10年までに約17億円弱の財政出動が見込まれ、町財政への影響が極めて大きいことから、下記の2点の方針により協議を進めることとしました。

- ① 現行の病院建物及び土地等の取得については、町財政の状況から有償での譲渡を受けることができない。（譲渡を受けずに新法人が病院運営を引き継げるよう建物のリース等の対応を進める。）
- ② 新病院の基本構想を早期にまとめ、石州会から町への円滑な移行作業と並行して新病院の建設に向けて注力する。



「吉賀町新病院基本構想」を策定し、
新病院建設に向けた取り組みを開始する



3. 国・県の動向

1. 国の動向

●医療介護総合確保推進法

平成26年に施行。

効率的かつ質の高い医療提供体制・地域包括ケアシステムの構築を通じた地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための施策について規定。

⇒都道府県においては、「地域医療構想」を策定し市町村と連携した医療介護提供体制整備に取り組む。

●持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン

令和4年3月に発出。

公立病院は次に記載する内容等を盛り込み、「公立病院経営強化プラン」を策定することとなった。

- ・地域医療構想を踏まえた公立病院が果たすべき役割・機能
- ・地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・地域における公立病院の機能分化・連携強化

2. 島根県地域医療構想

平成28年に策定。

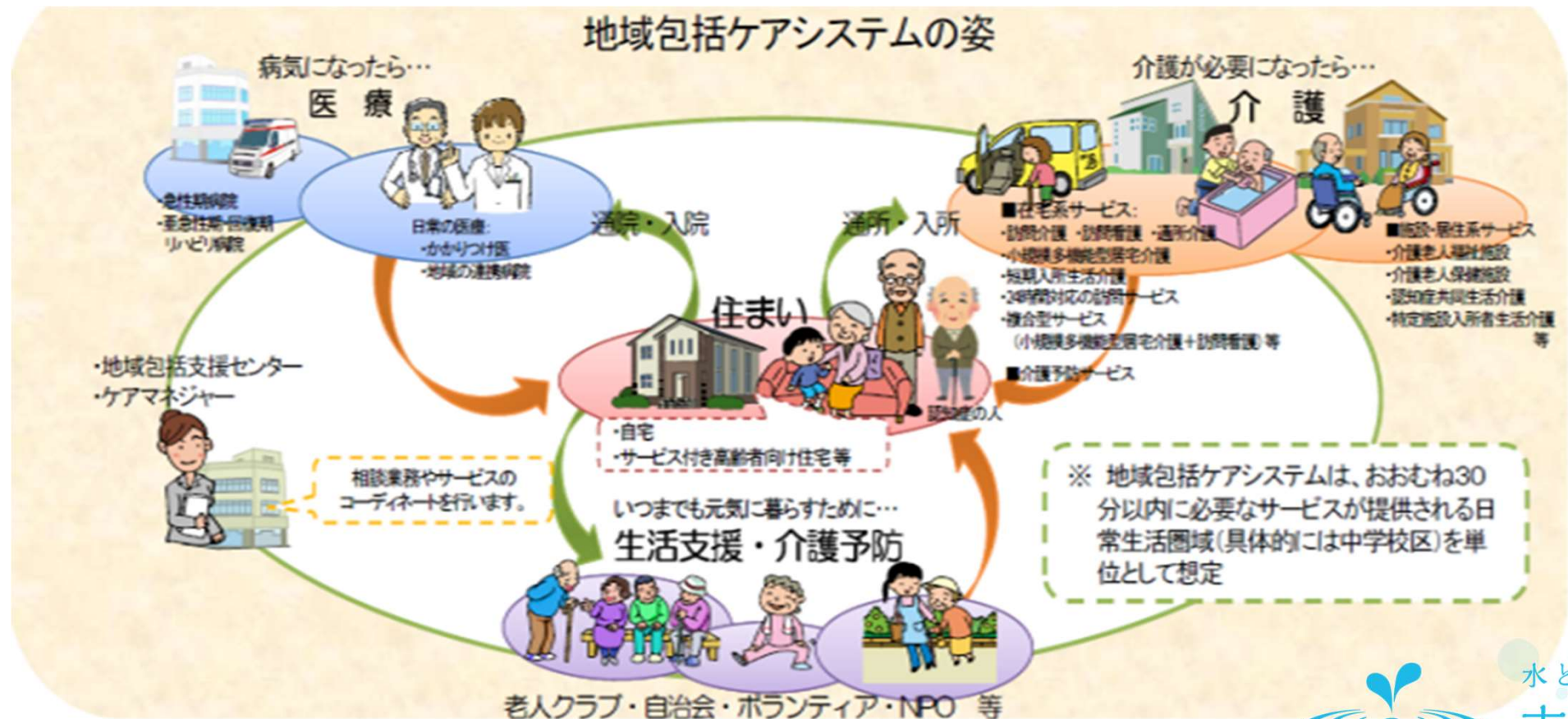
団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けた各圏域内医療機関の病床の機能分化・連携について定めている。

人口減少、高齢化等の現状と今後の状況を踏まえ、圏域市町と連携し、地域の実情に応じた医療体制構築に向け取り組む。

4. 吉賀町地域包括ケアシステムとの関連性

医療ニーズ・介護ニーズを併せ持つ高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができる「地域包括ケアシステム」構築に向け、医療・介護の一体的なサービス提供のしくみを作り上げていくことが重要です。

新病院は、地域包括ケアシステムを担う一員として、かかりつけ医や介護サービス事業者等関係機関との連携強化を図るとともに、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーションなど在宅医療を充実させ、地域住民に対する切れ目ない医療・介護サービスの提供体制を整備します。



5. 新病院に求められる医療機能

新病院では、町内の医療・介護ニーズ等を踏まえた適切な規模の病床数を確保するとともに、中山間地域においてワンストップかつ効率的な診療を行うため「総合診療科」を中心とする外来診療科目を設置します。

また、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等の在宅医療にも注力し、在宅生活の限界点を高めるための医療体制を確立します。

(1) 入院・入所病床数

区分	R5年	R6年	10年後	20年後	30年後
医療需要	100%	100%	93%	79%	64%
病棟機能	一般病床/ 医療療養病床	一般病床 (地域包括ケア 病床含む)	一般病床 (地域包括ケア 病床含む)	一般病床	一般病床
病床数	50床/49床	50～60床	50床	50床	50床
介護施設	介護老人保健施設 60床	介護医療院 60床	介護医療院 40床	介護医療院 19床	介護医療院 19床
稼働率	—	80～90%	80%	75%	70%

5. 新病院に求められる医療機能

(2) 外来診療

医師確保の難しい専門診療の設置は困難と判断し、**総合診療科**、整形外科、眼科、歯科、口腔外科の4診療科目を設置予定。

【総合診療科を設置する必要性】

中山間地の小規模自治体における医療ニーズや経営の効率性の観点から、循環器、消化器、糖尿病等の複数の病気を一つの科で診療し、必要に応じて総合病院などの専門医療機関に紹介します。

体の部位や専門領域にとらわれず、小児を含め急性期から慢性期まで幅広く診療する「総合診療科」の設置を行います。

(3) 救急医療体制

一次救急や、電話対応を含めた初期段階の救急患者や比較的軽度の症状に対応します。重症者については、圏域及び近隣他県の医療機関との連携により対応を行います。

(4) 在宅医療

吉賀町の「地域包括ケアシステム」を構築するためには、訪問診療と往診の充実は必須です。新病院では、訪問診療、訪問リハビリテーション、訪問看護等の在宅医療サービスについて、積極的に取り組みます。

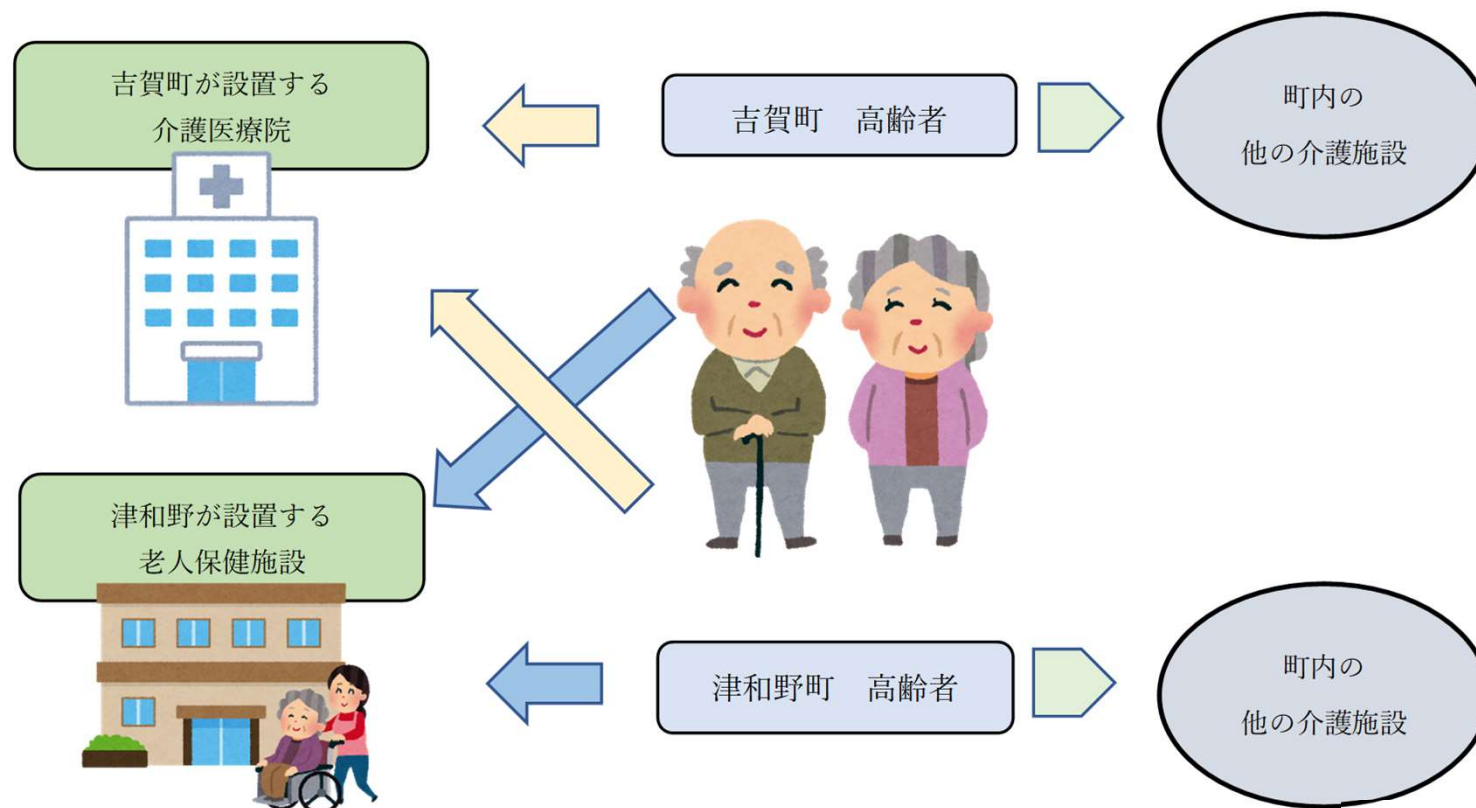


5. 新病院に求められる医療機能

●益田圏域医療・介護構想との連携・機能分担

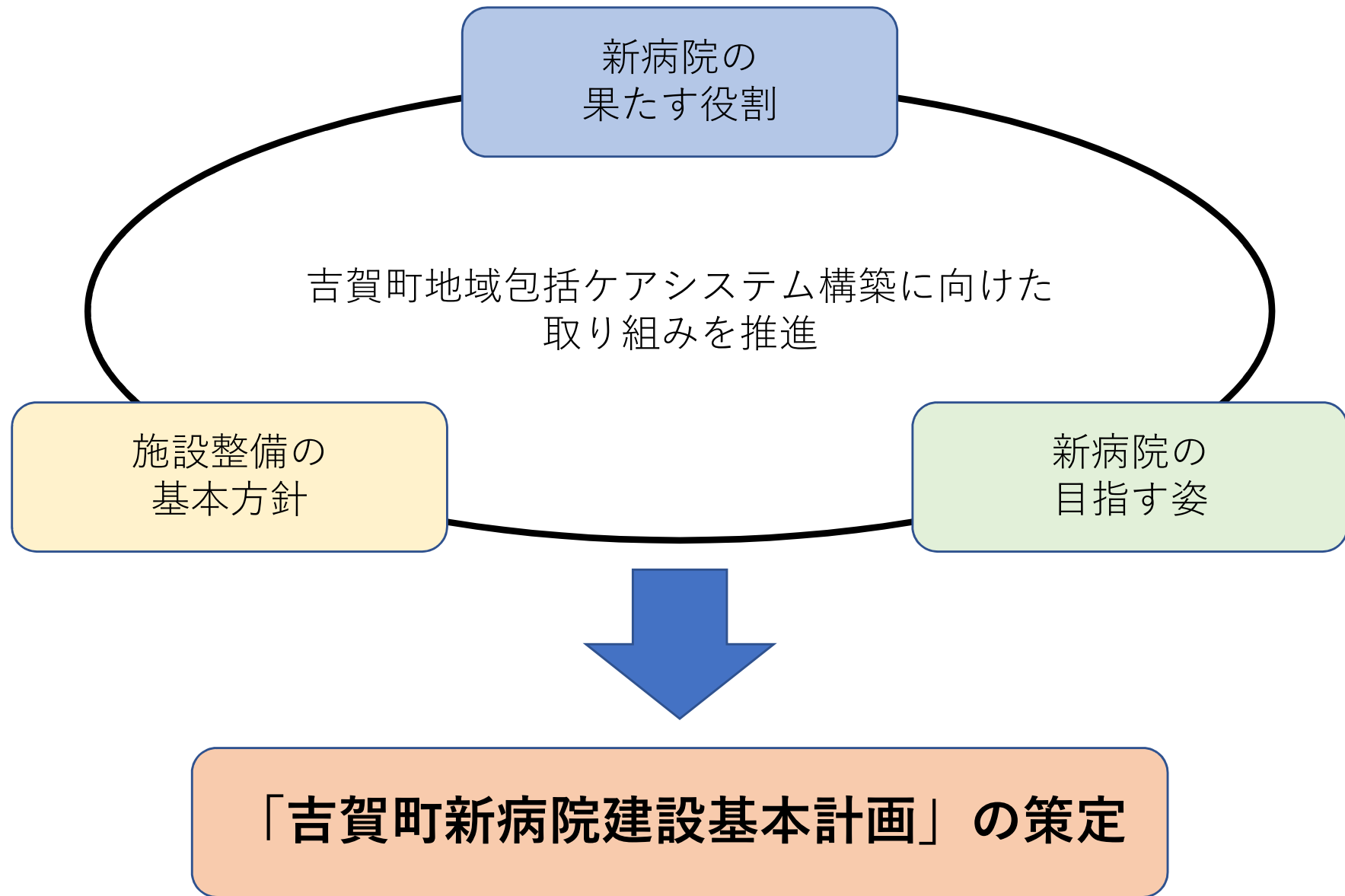
島根県地域医療構想の益田構想区域において、2025年の慢性期病床の必要数は173とされています。（平成27年4月1日現在では圏域内の慢性期病床は196床）新病院では、療養病床（慢性期病床）の設置予定はなく、医療構想との整合は図られています。

また、新病院では介護保険施設である介護医療院を設置し、津和野町が設置している介護老人保健施設せせらぎとの機能分化を図り、圏域内での施設間連携により利用者の状態像に合わせた介護サービスを提供することを目指します。



← 要介護高齢者の長期療養・生活のための場所
← 要介護高齢者の在宅復帰・在宅支援を目指す場所

6. 新病院が目指す病院像



6. 新病院が目指す病院像

新病院の果たす役割

町の基幹病院として、地域における効率的かつ高質な医療提供体制の構築並びに地域包括ケアシステムにおける医療・介護の総合的な確保を目指すための施設として設置します。

外来診療については総合診療科をはじめとする4つの診療科を設置し、町内のかかりつけ医と連携した医療を提供します。総合診療科では、多様な健康問題に対して幅広い診察を行います。

入院機能については、一般病棟を予定しており、回復期・慢性期の患者に対する在宅復帰支援や、必要に応じて介護施設等への入所に向けた支援を行います。専門的・緊急的な医療が必要な場合は、益田赤十字病院や他県の医療機関と連携し対応します。

病床数の設定にあたっては島根県地域医療構想等を踏まえ、益田医療圏における病床数の適正化に努め、町内・圏域の医療施設・介護施設等との連携強化と機能分化を図ります。

いつまでも住みなれた地域で暮らし続けることができる
吉賀町地域包括ケアシステムにおける中核施設
としての役割を果たすことが求められます。



6. 新病院が目指す病院像

施設整備の基本方針

地域医療の灯を絶やさないこと、また吉賀町地域包括ケアシステム構築のための中核施設となることを目的とし、へき地医療を担う自治体病院としての使命を果たすことができるよう新病院を整備します。

整備にあたっては、新病院に求められる医療機能を踏まえた療養環境・診療体制とし、過剰な公的資金の投入とならない方針とします。今後策定予定の「吉賀町新病院建設基本計画」では、施設整備の方向性について概ね次のような考え方に基づいた内容とします。

- 新病院に求められる医療機能・パフォーマンスが十分に発揮できる施設構造とすること
- ユニバーサルデザインを基本とした、あらゆる利用者に使いやすい施設とすること
- 入院・外来患者のプライバシーに配慮した動線・待合室等の配置とすること
- 医師・看護師等のスタッフにとっても効率的な移動ができる構造とすること
- 将来的な地域の医療需要等の変化に対応できる構造とすること
- 感染症対策のため外部からの動線・診察スペースを考慮すること
- CO2削減、自然エネルギーの活用等地球環境に配慮すること
- 災害時においても安定した医療サービスが提供できる施設構造並びに非常用物資を確保できる設備を導入すること
- 町民に開けた施設とするため、コミュニティスペース等のふれあいの場を設置すること

6. 新病院が目指す病院像

新病院の目指す姿

①地域住民が安心安全に暮らすための地域医療体制の充実

町の基幹病院として、回復期等の病床を確保するとともに、ワンストップによる外来診療を行う「総合診療科」を設置し、町内のかかりつけ医と連携した診療体制を構築します。

また、病院と特別養護老人ホームとの中間施設である介護医療院を設置し、在宅生活が困難な高齢者に対する長期療養・生活の場を整備します。

②高度医療への連携強化・救急医療体制の整備

専門的な検査・手術等が必要な場合は、益田赤十字病院や他県の医療機関と連携し対応します。救急医療体制について、初期段階の救急患者や比較的軽度の症状に対応できる体制を整備し、重傷者については、益田圏域及び近隣他県の医療機関へ搬送します。搬送にあたっては、必要に応じてドクターヘリの活用など、迅速な対応となるよう努めます。

③医療・福祉関係機関との連携

吉賀町地域包括ケアシステムの一員としての役割を認識し、切れ目ない医療・介護サービスの提供が行えるよう、町内外の医療・福祉関係機関と積極的な連携・交流を行います。

診療機能の見直しや医療介護連携など、社会情勢・地域の要請に応じた柔軟な取り組みを行います。また、基幹病院として、地域住民に対し地域包括ケアを推進するための情報発信・意識啓発を行います。



6. 新病院が目指す病院像

新病院の目指す姿

④地域保健と連携した健康増進施策の推進

県・町が実施する各種保健事業と連携し、疾病の早期発見や早期治療にとどまらず、生活習慣の見直しをはじめとする疾病予防等に向け取り組みます。

具体的には、「いきいき21吉賀町健康づくり計画」の推進にあたり、県、町並びに関係機関・団体と連携し、計画の基本目標である「健康で長生きのまちづくり」及び「健康寿命・平均自立期間の延伸」のため、各健康目標達成に向けて取り組みます。

⑤健全運営による安定的な医療サービスの提供

住民福祉の維持・向上に取り組むことは、町としての責務ではありますが、地域医療を確保する場合にあっても、適切な規模の公費支出により町財政との均衡を図ることはあらゆる住民サービスを維持していくために必要となります。

このため、持続可能な形での病院運営がなされるよう、地域住民との綿密な対話を重ねた上で、町にとって必要な医療提供体制を具体化するとともに、病院経営の効率化及び財政基盤の強化を図ります。

6. 新病院が目指す病院像

吉賀町新病院建設基本計画

本医療構想における診療機能・病床数や救急医療体制については、町内・圏域の医療・介護ニーズに根ざしたものであるとともに、町の財政状況との均衡を確保した施設整備の在り方について具体化したものです。

今後策定する「吉賀町新病院建設基本計画」において、本基本構想で提示した方針に加えて下記の事項等についてお示しすることとします。

- 各部門の整備方針
- 本体建物、付帯施設、駐車場等の配置イメージ
- 設計・工事の事業スケジュール（工程表）
- 新病院建設に係る事業収支、年次別計画、起債等の償還計画
- 病院事業運営に係る収支・職員配置計画

7. 新病院建設に向けたスケジュール

基本構想実現にあたっては、下記のような課題解決に向けたアプローチが必要となります。

●住民への周知・新病院建設への理解

地域住民に対する情報の開示・伝達による説明責任を果たすこと

●吉賀町議会の合意

「吉賀町新病院建設基本計画」の策定に向けた説明・合意形成を図ること

●町内の関係機関・団体との協議

診療機能等について鹿足郡医師会、町内かかりつけ医、福祉団体との協議を行うこと

●国・県との協議

建設に必要な財源の確保や、島根県地域医療構想を踏まえた医療提供体制となるよう協議を行うこと

●益田圏域市町との協議

現六日市病院からの病床再編や介護医療院開設による影響について、圏域市町に対する情報共有・協議を行うとともに、将来的な医療・介護ニーズを踏まえた医療介護提供体制となるよう圏域市町での連携と図ること

●医療・介護従事者の確保

医療介護従事者の定着支援に向けた取り組みを継続するとともに、特に医師確保については県及び自治医科大学等と連携した取り組みを行うこと



7. 新病院建設に向けたスケジュール

時期	取り組み内容
令和5年7月中旬まで	「吉賀町新病院基本構想（案）」を医療対策課で策定。
令和5年7月下旬 ～8月初旬	包括連携協定機関（益田赤十字病院、医療法人橋井堂）との協議、課内合意、町長決裁を経て、吉賀町地域医療計画策定委員会にて合意形成。
令和5年8月	令和5年8月臨時議会全員協議会にて「吉賀町新病院基本構想」公表。
令和5年8月 ～令和6年2月	議会合意後、直ちに、「吉賀町新病院基本構想」を格上げし、「吉賀町新病院建設基本計画」策定に着手。 ※コンサル委託も想定。策定のための検討委員会の設置。有識者会議の設置。パブリックコメントや場合によっては住民アンケートの実施。
令和6年3月	吉賀町議会全員協議会にて、「吉賀町新病院建設基本計画」の公表・合意形成。
令和6年4月	「吉賀町新病院建設基本計画」の国・県・益田圏域・吉賀町内外の関連機関合意。
令和6年6月	「吉賀町新病院建設基本計画」に基づき、建設事務着手。